

令和 8 年 度

障害福祉のしおり

第 1 版



東庄町



は じ め に

～障害や難病等をお持ちの方とご家族の皆さまへ～

このしおりは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方や難病等をお持ちの方とごご家族に対して、受けられる福祉サービスの概要をまとめたものです。

障害をもった方の社会復帰、日常生活の向上に少しでも役立てて頂けたら幸いです。

なお、手帳の内容や障害の状態によってサービス等が受けられない場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

(本冊子は令和8年4月1日現在で作成しています。)



〒289-0612

東庄町石出 2692 番地 4

東庄町保健福祉総合センター内

健康福祉課福祉係

TEL 0478-79-0910

FAX 0478-80-3112

目 次

1、障害者手帳について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2、障害者総合支援法の対象となる難病患者等について・・・・・・・・	5
3、自立支援給付によるサービス内容及び利用について・・・・・・・・	6
4、地域生活支援事業等について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5、手当の支給について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
6、年金について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
7、医療費の助成について・・・・・・・・・・・・・・・・	23
8、税金の控除及び減免について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
9、運賃・各種料金等の割引について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
10、東庄町障害者グループホーム等利用者家賃助成事業について・・・・・・・・	27
11、東庄町障害者通所施設交通費助成事業について・・・・・・・・	27
12、駐車禁止除外について・・・・・・・・・・・・・・・・	28
13、東庄町福祉車両貸出事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	28
14、社会福祉協議会日常生活用具貸付について・・・・・・・・	28
15、生活福祉資金の貸付について・・・・・・・・・・・・・・・・	28
16、緊急通報体制等整備事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	29
17、避難行動要支援者等支援制度・救急医療情報キット配布事業について・・・・・・・・	29
18、東庄町障害者地域自立支援協議会について・・・・・・・・	29
19、相談員制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	30
20、障害者福祉団体について・・・・・・・・・・・・・・・・	31

1、障害者手帳について

(1)身体障害者手帳（等級：1級～6級）

身体に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要な手帳です。

【問い合わせ先・申請窓口】

町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 79-0910

※ 所定の申請書、診断書等は健康福祉課福祉係に備えてあります。

※ 全ての申請について各申請書内に個人番号の記入が必要です。（対象者のみ）

マイナンバーカード又はマイナンバーの記載がある書類をお持ち下さい。

身体障害者手帳の各種申請

項 目		提出書類・添付書類 等	
新規申請		・ 交付申請書	・ 障害部位ごとの所定診断書・意見書 （指定医作成のもの） ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
紛失したとき		・ 再交付申請書	・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
破損したとき			・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・ 破損した身障手帳
障害の程度が変わったとき 障害追加のとき			・ 現在持っている身障手帳 ・ 障害部位ごとの所定診断書・意見書 （指定医作成のもの） ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
死亡等により 必要なくなったとき		・ 返還届	・ 現在持っている身障手帳 ※ 手当等を受給している場合には、その失権届を提出してください。
住所・氏名が変わったとき	町外からの転入	・ 居住地等変更届	・ 現在持っている身体障害者手帳 ・ 調査書
	町外へ転出		・ 転出先で「居住地等変更届」を提出する等、手続きをお願いします。 ※ 手当等を受給している場合には、その失権届を提出してください。
	町内の転居 氏名の変更		・ 現在持っている身体障害者手帳

※ 「指定医」…身体障害者福祉法第15条に基づく指定を受けた医師

※ 届出は、出来るだけ早くお願いいたします。特に転居（転出）、氏名変更、死亡の場合は、1ヶ月以内に手続きを済ませるようにお願いいたします。

(2)療育手帳（障害程度：㊤・㊤-1、2・A-1、2・B-1、2）

知的に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要な手帳です。

【問い合わせ先・申請窓口】

町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 79-0910

※ 所定の申請書、診断書等は健康福祉課福祉係に備えてあります。

① 療育手帳の各種申請

項 目	提出書類・添付書類 等	
申請（新規、更新、再判定）	・申請書 （ 交 付 再判定 再交付 ）	・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚
紛失・破損したとき		・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・現在持っている療育手帳（破損したもの）
手帳に記載されている内容に変更があった。	・記載事項 変更届	・現在持っている療育手帳 ※転出の場合は、転出の市町村にて手続きをお願いします。
転居（町内）した		
転出（町外・県内）		
転出（県外）	・返還届	・現在持っている療育手帳
本人が死亡したとき		

※ 療育手帳には、障害の程度に係る次期判定年月日が定められています。この再判定を怠ると、各種福祉サービスが受けられなくなる場合がありますので、忘れずに手続きを行ってください。次期判定年月日の2ヶ月前から申請を受け付けられます。

② 申請後の流れ

	判定機関	手帳配布場所
18歳未満	銚子児童相談所	東庄町健康福祉課
18歳以上	東庄町→千葉県中央障害者相談センター （更新の場合は、東庄町での面接だけで判定出来る場合があります。）	

※更新の時期は、18歳未満：2年、18歳以上：10年、40歳以上：更新なし。

※判定機関の連絡先

銚子児童相談所 TEL 0479-23-0076 住所 銚子市台町 2183

千葉県中央障害者相談センター TEL 043-291-6872 住所 千葉市緑区誉田町 1-45-2

※千葉県中央障害者相談センターでの面接が困難な場合、出張相談があります。

出張相談会場（近辺）：旭中央病院（旭）、浅井病院（東金）、藤田病院（匝瑳）

※18歳以上で新規申請をする方は、面接時に以下の資料が必要になる場合があります。

- ・母子手帳 ・学校の成績表、成績証明書 ・特別支援学校（学級）の卒業（在籍）証明書
- ・18歳以前の医療、教育の相談支援機関の記録 等。

(3)精神障害者保健福祉手帳（等級：１級～３級）

精神に障害のある方が各種福祉サービスを受けるため等に必要の手帳です。

【問い合わせ先・申請窓口】

町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 79-0910

※ 所定の申請書、診断書等は健康福祉課福祉係に備えてあります。

※ 全ての申請について別紙に個人番号の記入が必要です。

マイナンバーカード又はマイナンバーの記載がある書類をお持ち下さい。

精神障害者保健福祉手帳の各種申請

項 目		提出書類・添付書類等	
新規申請		・ 交付申請書	・ 医師の診断書または年金証書の写し ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1 枚 ※ 年金証書の写しによる申請の場合 ・ 直近払い込み通知書（紛失の場合のみ省略可） ・ 同意書
・ 更新申請 ・ 障害の状態の変更			・ 新規申請と同じ ※ 手帳の有効期限は2年間です。有効期間の3ヶ月前から更新申請ができます。
・ 破損したとき ・ 紛失したとき		・ 再交付申請書	・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1 枚 ※ 破損のときは、破損した手帳も持参ください
・ 死亡したとき ・ 精神障害の状態がなくなったとき		・ 返還届	・ 現在お持ちの手帳
住所・氏名が変更したとき	千葉市（他県）からの転入	・ 記載事項変更届	・ 現在お持ちの手帳 ・ 交付申請書 ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）1 枚
	県内の転入 町内の転居 氏名の変更		・ 現在お持ちの手帳
	町外へ転出		・ 転出先で「記載事項変更届」を提出する等、手続きをお願いします。

2、障害者総合支援法の対象となる難病患者等について(令和6年4月1日～)

障害福祉サービス等の対象となる難病が、366 疾病から 369 疾病へと見直しが行われます。対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

【問い合わせ先】町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 79-0910



3、自立支援給付によるサービス内容及び利用について

障害者総合支援法による総合的なサービスは自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

【自立支援給付等によるサービスに関する問い合わせ先】
町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係（Tel 79-0910）まで
＜対象者一覧＞

		対象支援区分	なし	1	2	3	4	5	6
介護給付費	訪問系・その他	①居宅介護	-	△	○	○	○	○	○
		②重度訪問介護	-	-	-	△	△	△	○
		③行動援護	-	-	-	△	△	△	△
		④同行援護	△	△	△	△	△	△	△
		⑤短期入所	-	○	○	○	○	○	○
		⑥重度障害者等包括支援	-	-	-	-	-	-	△
	日中活動系	⑦療養介護	-	-	-	-	-	△	△
		⑧生活介護	-	-	△	○	○	○	○
	居住系	⑨施設入所支援	-	-	-	△	○	○	○
	地域相談支援	⑩地域移行支援	○	○	○	○	○	○	○
		⑪地域定着支援	○	○	○	○	○	○	○
訓練等給付	訪問系・その他	⑫就労定着支援	△	△	△	△	△	△	△
		⑬自立生活援助	△	△	△	△	△	△	△
	日中活動系	⑭自立訓練	△	△	△	△	△	△	△
		⑮就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○
		⑯就労継続支援	○	○	○	○	○	○	○
		⑰就労選択支援	○	○	○	○	○	○	○
	居住系	⑱共同生活援助（グループホーム）	△	○	○	○	○	○	○

障害児を対象としたサービス

P.10	①通所支援							
	①児童発達支援		障害児					
	②医療型児童発達支援							
	③放課後等デイサービス							
	④居宅訪問型児童発達支援							
	⑤保育所等訪問支援							
P.11	②入所支援							
	①福祉型障害児入所支援							
	②医療型障害児入所支援							

	対象手帳	身体	知的	精神	難病
P.11	（3）補装具費の支給	○	-	-	○
	（4）自立支援医療	○	-	○	○

○…対象 △…一部対象、該当ページ参照 -…非対象

1 介護給付・訓練等の給付 ③④⑤⑥

在宅生活のサポートや一時的に施設を利用するもの、または施設に入所し共同生活等をするものがあります。

窓口での申請後、訪問調査や審査会等を経て障害支援区分（障害者手帳に記載されている等級等とは別のもの）が決定し、その障害支援区分（1～6まで）により受けられるサービスが変わります。

サービスは、障害のある人の障害程度や難病患者等の考慮すべき事項（社会活動や介助者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

※ 介護保険該当者（65歳以上の方や脳血管疾患などの特定疾病に該当する40歳以上の方）は基本的に介護保険により給付を受けることになります。

※ サービスの利用にあたっては利用料の1割を負担して頂きます。ただし、所得等により減額措置があります。

① 居宅介護 ③④⑤⑥

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

対象 障害支援区分1以上

② 重度訪問介護 ④⑤⑥

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有するものであって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所しているものに対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。

対象 障害支援区分4以上（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所中の者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は区分6以上）であって、二肢以上に麻痺があり、障害支援区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

③ 行動援護 ④⑤⑥

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援護を行います。

対象 障害支援区分3以上であって、行動援護の項目8点以上。

④ 同行援護 ③⑥

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行います。

対象 同行援護アセスメント調査票の項目の該当科目が「1点以上」であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。

⑤短期入所 ※宿泊を伴うもの ⑤知精難

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

対象 障害支援区分1以上

⑥重度障害者等包括支援 ⑤知精難

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、他のサービスを包括的に提供します。

対象 障害支援区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するもの等

⑦療養介護 ⑤難

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

対象 障害支援区分5以上であって、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者
障害支援区分6であって、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開

⑧生活介護 ⑤知精難

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

対象 50歳未満、障害支援区分3以上（併せて施設入所支援を利用する場合は、区分4以上）
50歳以上、障害支援区分2以上（併せて施設入所支援を利用する場合は、区分3以上）

⑨施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等） ⑤知精難

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

対象 50歳未満、障害支援区分4以上／50歳以上、障害支援区分3以上

⑩地域移行支援 ⑤知精難

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

対象 地域生活への移行のための支援が必要とみとめられる者、精神科病院に入院している精神障害者、救護施設又は更生施設に入所している障害者、刑事施設、少年院に収容されている障害者、更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している者

⑪地域定着支援 ⑤⑩⑭⑮

単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

対象 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者、居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

⑫就労定着支援 ⑤⑩⑭⑮

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

対象 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労継続している期間が6月を経過した者

⑬自立生活援助 ⑤⑩⑭⑮

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、理解力、生活力等を補う観点から、一定期間、定期的な巡回訪問等の適切なサービスを行います。

対象 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や、生活力等に不安がある者 等

⑭自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） ⑤⑩⑭⑮

自立した日常生活または社会生活が出来るように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

対象 入所施設、病院を退院した者や特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持、回復、向上などの支援が必要な者。

- ・機能訓練 理学療法士や作業療法士の身体的リハビリや日常生活上の支援等を実施。
- ・生活訓練 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を実施。
- ・宿泊型 居室その他の設備を利用させ、日常生活能力の向上や生活等の助言を行う。

⑮就労移行支援 ⑤⑩⑭⑮

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

対象 65歳未満の者で、企業等への就労を希望する者

⑯就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型） ⑤⑩⑭⑮

一般の事業所等に雇用されることが困難な方への働く場の提供、並びに知識及び能力の向上のための訓練を行います。

⑰就労選択支援 ⑤⑥⑦⑧

自分に合った働き方や就労先を選択できるよう、就労に関するアセスメントや就労体験の機会を提供するための支援をします。

⑱共同生活援助（グループホーム） ⑤⑥⑦⑧

共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

対象 生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している身体障害者・知的障害者・精神障害者
※介護の提供を希望する場合は、障害支援区分2以上の取得が必要です。

2 障害児を対象としたサービス ⑤⑥⑦⑧

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害を含む）（18歳未満）は以下のサービスが利用できます。

①通所支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに治療を行います。

③ 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障害児の自立を促進します。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

⑤ 保育所等訪問支援

専門家が障害児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。

②入所支援

【問い合わせ先】銚子児童相談所 TEL 0479-23-0076

①福祉型障害児入所支援

保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

②医療型障害児入所支援

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

3 補装具費の支給 ⑤⑥

身体障害者・児や難病患者等の内容、必要性に応じ、障害を補うために製作される補装具の費用またはその修理費を支給します。原則として費用の1割が自己負担となります。

障害種別	主な用具の種類	問い合わせ先・申請窓口
肢体不自由	義肢・装具・座位保持装置・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ・ ※ 座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具	町保健福祉総合センター内 健康福祉課福祉係 Tel 79-0910 まで
視覚障害	盲人安全つえ・義眼・眼鏡	
聴覚障害	補聴器	
重度の肢体不自由及び音声・言語機能障害 難病患者等については音声・言語機能障害及び神経・筋疾患	重度障害者意思伝達装置	

- ※ 座位保持椅子・起立保持具・頭部保持具・排便補助具は障害児のみ
- ※ 購入、修理前に福祉係までご相談ください。
- ※ 介護保険制度など、他の制度での支給になる場合があります。
- ※ 所得制限があります。
- ※ 支給にあたり、原則として障害者相談センターの判定が必要になります。

4 自立支援医療 ⑤⑥

医療費の助成については、23ページをご確認ください。

4、地域生活支援事業等について

地域生活支援事業は、自立支援給付の障害支援区分は関係なくサービスを受けることができます。

【問い合わせ先】町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係（Tel 79-0910）まで

<対象一覧>	対象手帳	身体	知的	精神	難
1 相談支援事業					
①障害者相談支援事業		○	○	○	○
②日常生活自立支援事業		○	○	○	○
③成年後見制度利用支援事業		○	○	○	○
2 手話通訳・要約筆記等派遣事業		○	-	-	-
3 移動支援事業					
①移動支援事業		○	○	○	○
②障害児通学支援事業		○	○	○	○
③東庄福祉タクシー事業		△	○	○	○
4 地域活動支援センター事業		○	○	△	-
5 訪問入浴サービス事業		○	-	-	-
6 知的障害者職親委託制度事業		-	○	-	-
7 日中一時支援事業		○	○	○	○
8日常生活用具給付等事業		○	○	-	○
9 東庄町在宅寝たきり老人等介護紙おむつ自給事業		△	△	△	△
10 住宅改修費助成事業		△	-	-	-
11 運転免許証取得及び自動車改造費の助成		△	△	-	-

○…対象 △…一部対象、該当ページ参照 -…非対象

1 相談支援事業 ②③④⑤

障害者（児）またはその介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うことまたは権利擁護のために必要な援助を行います。

①障害者相談支援事業

◎総合相談

福祉サービスや心配事など総合的な相談に対応します。

【問い合わせ先】

香取障害者支援センター（基幹相談支援センター・障害者虐待防止センター）

香取市高萩 1100-2（高萩福祉センター内） TEL 79-6919 fax 75-1688

HP アドレス <http://www.rosario-web.sakura.ne.jp/katori-s/>

中核地域生活支援センター 香取CCC

香取市佐原イ 720-6 パールコート D 号 TEL 0478-50-1919

地域生活支援センターサザンカの里

成田市南敷 461-5 TEL 0476-73-4695

◎障害に関する出張相談

福祉サービスや心配事など総合的な相談に対応します。

相談日 毎月第3木曜日 13:30～16:00

相談場所 東庄町世代間交流センター 憩いの里

申込方法 事前電話申込（地域生活支援センターサザンカの里）

【問い合わせ先】

地域生活支援センターサザンカの里

成田市南敷 461-5 TEL 0476-73-4695

◎障害者の就労に関する出張相談

障害のある方の雇用を進める上で、就業面及び生活面での一体的かつ総合的な支援をします。

相談日 毎月第3金曜日 13:00～16:00

相談場所 町保健福祉総合センター内

申込方法 事前電話申込（香取就業センター）

【問い合わせ先】

香取就業センター（障害者就業・生活支援センター）

香取市高萩 1100-2（高萩福祉センター内） TEL 79-6923 Fax 75-1688

◎就業相談（県）

障害のある方の雇用を進める上で、就業面及び生活面での一体的かつ総合的な支援をします。

【問い合わせ先】

香取就業センター（障害者就業・生活支援センター）

香取市高萩 1100-2（高萩福祉センター内） TEL 79-6923 Fax 75-1688

ハローワーク佐原（公共職業安定所）

香取市北 1-3-2 TEL 55-1132

「求人・助成金コーナー」にて障害のある方の就業照会や就業相談を受け付けています。

◎療育に関する相談

障害またはその疑いのある子どもやその家族への相談支援を行います。

【問い合わせ先】

・コスモスの花

香取市仁良 1 1 9 4 - 7

TEL 0478-70-7373 Fax 0478-70-7372

・ロザリオ発達支援センター（ロザリオの聖母会）

旭市野中 3846

TEL 0479-60-0625 Fax 0479-60-0688

◎発達障害に関する相談

自閉症、アスペルガー障害等、その他の広汎性発達障害、学習障害などの発達障害があるご本人、ご家族等の相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

千葉県発達障害者支援センターCAS（きゃす）

千葉市中央区亥鼻 2-9-3 TEL 043-227-8557

HPアドレス <http://www5e.biglobe.ne.jp/~cas-cas/>

◎精神保健福祉相談（県）・・・近隣病院の精神科医師による相談会があります。

月 2 ～ 3 回 予約制 午後 1 時 30 分 ～ 3 時

【問い合わせ先】

香取健康福祉センター 地域保健福祉課

香取市佐原イ 9 2 - 1 1 TEL 52-9161 Fax 54-5407

②日常生活自立支援事業

障害者や高齢者が在宅で日常生活を送るうえで、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が、地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスです。

内容

1. 福祉サービス利用援助事業

福祉サービスを安心してご利用できるようにお手伝いします。

2. 財産管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

3. 財産保全サービス

大切な書類や印鑑などをお預かりします。

利用

ご本人の希望を確認しながら専門員が支援計画を作成し、生活支援員が定期的に利用者宅を訪問し支援いたします。

料金

年 会 費・・・・・・・・年間 3,600 円

支援にかかる料金は、サービス利用時間により異なります。

財産保全サービス・・・年間 3,000 円

※いずれも生活保護世帯は無料です。

【問い合わせ先】東庄町社会福祉協議会 TEL 86-4 7 1 4

③成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないために家庭裁判所に申し立てその方を援助する後見人をつける制度です。この制度の利用にあたって、相談支援をします。

【問い合わせ先】

町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 Tel 79-0910

【成年後見制度そのものに関する問い合わせ先】

千葉家庭裁判所 佐原支部 香取市佐原イ 3375 Tel 52-3040

2 手話通訳者・要約筆記等派遣事業 ㊦

聴覚、言語機能、音声機能等障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害者（児）に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、社会生活上の利便性向上を図ります。

対象 町内在住の聴覚障害者（児）等、手話通訳者や要約筆記者がいなければ意志の疎通が困難な者

3 移動支援事業 ㊦㊧㊨㊩

①移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者（児）に対して、下記対象のような外出のための支援を行います。

対象 町内在住の障害者（児）で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び通年かつ長期にわたる外出並びに社会通念上適当でない外出を除く。

※ 原則として1日の範囲内かつ往復50キロメートル以内で用務を終えるものに限る。

②障害児通学支援事業

通学等における保護者の送迎が困難な障害のある児童等に対し、通学支援を行います。

対象 町内内在住の身体障害者手帳・療育手帳を持つ単独での通学等が困難な児童等、かつ、通学する際に保護者又は家族の病気、出産、就労等により送迎が困難な場合。

※ 原則として通学支援の範囲は、学校（学校が運営する送迎バスがある場合はバス停）間と、自宅との往復とする。ただし、出発地から到着地までの送迎について1日当たり1回とする。

③東庄町福祉タクシー事業について

タクシー利用の際に、料金の一部を助成します。

対象者	助成金額と枚数	申請窓口
身体障害者手帳所持者 1級・2級及び3級の 視覚障害、下肢・ 体幹機能障害	タクシー券1枚につき：500円の補助 （1回のタクシー利用につき、3枚まで使用可能） 対象者1人につき 月3枚交付（最高年間36枚） ただし人工透析治療を行っている方 月15枚の交付（最高年間180枚） 町内の小学校及び中学校の通学に利用する方 利用1回につき：1,000円（必要枚数を交付） 特別支援学校及び高等学校の通学に利用する方 利用1回につき：2,000円（必要枚数を交付）	障害者手帳を 持参のうえ、 町保健福祉総合セ ンター内健康福祉 課福祉係まで TEL 79-0910
療育手帳所持者 全員		
精神保健福祉手帳 所持者 全員		
難病患者等		

4 地域活動支援センター事業

・地域活動支援センター（I型）「サザンカの里」 ㊦㊧㊨

日中の活動支援（憩いの場の利用やプログラム活動）、相談支援および地域との交流活動を行っています。今年度より、月1回（第3木曜）に「東庄町サロン」を憩いの里にて開催しています。

対象 町内に居住地を有する障害者（児）

【問い合わせ先】サザンカの里 成田市南敷461-5 TEL 0476-73-4695

5 訪問入浴サービス事業 ㊦㊧

居宅（自宅）において入浴することが困難な身体障害者に対して、訪問し入浴サービスを提供します。※介護者（家族）は、入浴に立ち会うとともに介護に当たるものとする。

対象 身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上65歳未満の者（介護保険の該当者を除く。）

6 知的障害者職親委託制度事業 ㊧

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。

7 日中一時支援事業 ㊦㊧㊨㊩

障害者（児）の日中における活動の場を確保し、障害者（児）の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

対象 町内在住の障害者（児）

8 日常生活用具給付等事業 ㊦㊧㊨

重度身体障害者（児）・知的障害者（児）及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、障害の内容・障害等級、必要性に応じ、用具の給付・貸与します。

※ 上記の他、貸与品として福祉電話、ファックスがあります。

※ 取付工事を要する場合、工事費の一部を助成できる場合があります。

※ この制度は、購入前に福祉係までご相談ください。

対 象	主な用具の種類	問い合わせ先
視覚障害	電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、盲人用時計、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、情報・通信支援用具、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用活字読み上げ装置、視覚障害者用拡大読書器	詳しい障害内容や等級、申請書類については、町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 Tel 79-0910 まで
聴覚・平衡機能障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、歩行支援用具	
音声・言語機能障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭	
肢体不自由	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T 字状・棒状のつえ、歩行支援用具、特殊便器、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、	
内部障害	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引機、蓄便袋、蓄尿袋、収尿器、ポータブル電源（蓄電池）、DC/AC インバーター（カーインバーター）、足踏み式・手動式吸引器	
知的障害	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器	
脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な身体障害者（児）	紙おむつ	
火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害等級 2 級以上の身体障害者及び知的障害程度が A-2（重度）以上の知的障害者	火災警報器、自動消火器	
医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	酸素ボンベ運搬車	
人工呼吸器の装着が必要な者	動脈血中酸素飽和度測定器	

9 東庄町在宅ねたきり老人等介護紙おむつ支給事業

在宅でねたきり又はそれと同じような状態にあり常時介護を必要とし、現在おむつを使用している者の介護者に対し、紙おむつ・尿とりパッドを支給します。

対 象	問い合わせ先・申請窓口
ア、満 65 歳以上で、居宅において 1 ケ月以上、 <u>ねたきり状態にある者</u> または <u>排便等日常生活の大半に介護が必要な者</u> イ、身体障害者手帳 1 級、2 級または 3 級の障害を有する者であって、アに掲げる者と同等の身体状態にある者 ウ、その他町長が、特に必要と認めた者	東庄町社会福祉協議会 TEL 86-4714

10 住宅改修費助成事業 ㉓㉔

日常生活を営むうえで、著しく支障のある在宅の重度障害者が、段差解消など住環境の改善を行う場合、住宅改修に伴う工事費を給付します。事前に健康福祉課までご相談ください。

対象者	町内に居住地を有する身体障害者であって障害等級 3 級以上の者(特殊便器への取替えについては上肢障害 2 級以上の者)
住宅改修費の範囲	1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 その他上記項目の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
給付額	20 万円（限度額）
申請窓口 問い合わせ先	【必要書類】：障害者手帳、「住宅改修費の範囲」の見積書、印鑑 詳しくは、町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係（TEL 79-0910）まで。

※ 介護保険該当者（65 歳以上の方や脳血管疾患などの特定疾病に該当する 40 歳以上の方）は、基本的に介護保険より給付を受けることになります。

※ 対象者一人につき 1 回

11 運転免許取得及び自動車改造費の助成

項 目	内 容	問い合わせ先 申請窓口
障害者運転免許取得費助成事業 ㉓ ㉔	自動車運転免許の取得が可能な障害者には、就労等、社会活動への参加を促進するため、その取得費の一部を助成します。 助成費用 必要な経費の 3 分の 2 以内で 10 万円を限度とする。 対 象 ・身体障害者手帳 1 級～4 級所持者 ・療育手帳所持者 ※ 対象者 1 人につき 1 回限りとする。	町保健福祉総合 センター内 健康福祉課福祉係 TEL 79-0910
身体障害者用自動車改造費助成事業 ㉕	社会活動への参加等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、その改造費の一部を助成します。 助成費用 10 万円（限度額） 対 象 上肢・下肢・体幹機能障害の 1 級・2 級 ※ 1 車両 1 回限りとする。	

※ 免許取得、改造前または改造後の 6 ヶ月以内に健康福祉課までご相談ください。

5、手当の支給について

<対象一覧>

	対象手帳	身体	知的	精神	難
1 特別障害者手当		○	○	○	-
2 障害児福祉手当		○	○	○	-
3 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当		○	○	-	-
4 特別児童扶養手当		○	○	○	-

○…対象 -…非対象

1 特別障害者手当 ⑤⑦⑧

精神又は身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障害者に手当を支給します。

支給要件	「日常生活において常時特別の介護を必要とする障害」とは、次の障害を重複している（2つ以上ある）こと。 1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有する者又は両上肢のすべての指を欠く者若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の機能に著しい障害を有する者又は両下肢を足関節以上で欠くもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの 6. 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害で前各号と同程度以上と認められる程度のもの ※ 身体障害者療護施設等の施設に入所していないこと。 ※ 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院していないこと。
所得制限	本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。
支給額	月額 30,450 円（額は変更になることがあります。） 1 回につき3ヶ月分（91,350 円）をまとめて支給します。
支給月	年4回支給 2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者名義の指定口座に振り込まれます。
問い合わせ先	所定の申請書、診断書が町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係にあります。 詳しくは健康福祉課福祉係（TEL 79-0910）に、お問い合わせください。

2 障害児福祉手当 ⑤⑥⑦

精神又は身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。

支給要件	「日常生活において常時の介護を必要とする障害」とは、次の障害（1つ）を有していること。 1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両下肢の用を全く廃したもの 6. 両大腿を2分の1以上失ったもの 7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 8. 身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9. 精神の障害で前各号程度以上と認められるもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの ※ 重症心身障害児施設等の施設に入所していないこと。 ※ 国民年金法による障害年金等の年金たる給付で障害を支給事由とする給付を受けていないこと。
所得制限	本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。
支給額	月額 16,560 円（額は変更になることがあります。） 1 回につき3ヶ月分（49,680 円）をまとめて支給します。
支給月	年4回支給 2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者名義の指定口座に振り込まれます。
問い合わせ先	所定の申請書、診断書が町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係にあります。 詳しくは健康福祉課福祉係（TEL 79-0910）まで、お問い合わせください。

3 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当 ㊦㊧

在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者、又はそれらの人々を介護する方に支給する手当です。
なお、特別障害者手当、経過的福祉手当及び介護保険給付（年度通算7日以内のショートステイの利用を除く。）を受給している場合は除きます。

支給対象	● 在宅重度知的障害者 療育手帳の程度が㊦の1、㊦の2、㊦、Aの1、Aの2と判定された満20歳以上の在宅者、又はその者を介護する家族の1人（障害者相談センターで重度と判定された者でもよい。） ● ねたきり身体障害者 自宅において、おおむね6か月以上ねたきりで、入浴、食事、排便等の日常生活に人手を必要と20歳以上65歳未満の者又はその者を介護する家族の1人
所得制限	本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。
支給額	月額 15,000 円 1 回につき 4 か月分（60,000 円）をまとめて支給します。
支給月	年3回支給 7月、11月、3月
支給方法	指定口座への振込み
問い合わせ先	所定の申請書等が町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係にあります。 詳しくは健康福祉課福祉係（Tel 79-0910）まで、お問い合わせください。

4 特別児童扶養手当 ㊦㊧㊨

精神、知的又は身体に重度又は中度の障害を有するため、日常生活において介護を必要とする20歳未満の児童を育てている家庭に支給される手当です。手当はその児童の父母若しくは、その養育者に支給されます。

支給要件	1、父母については、重度（中度）知的障害児、又は重度（中度）身体障害児を監護していること。 2、養育者については、父母に監護されていない重度（中度）知的障害児、又は重度（中度）身体障害児を養育同居し、かつ生計を維持していること。
所得制限	本人所得又は扶養義務者等の所得が一定額を超える場合には手当は支給されません。
手 当 額	児童1人につき重度障害児を監護する方（1級） 月額58,450円 1回につき4か月分（233,800円）をまとめて支給します。 中度の障害児を監護する方（2級） 月額38,930円 1回につき4か月分（155,720円）をまとめて支給します。
支 払 月	毎年4月、8月、11月の3回に分けて支払われます。
支給方法	受給者名義の指定口座に振り込まれます。
問い合わせ先	次に掲げる書類を添えて、町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係へ申請してください。 1. 認定請求書 2. 戸籍謄本 3. 診断書（療育手帳又は身体障害者手帳の写しで診断書にかえられる場合があります。） ※この他にも必要な書類がありますので、詳しくは上記の提出先にお問い合わせください。（79-0910）

※ 児童が施設等に入所している場合、当該障害を支給事由とする公的年金を既に受給している場合、児童または受給者のいずれかが日本国内に住所を有しない場合、手当は支給されません。



6、年金について

1 障害年金 ㊦㊧㊨

① 障害基礎年金

国民年金加入中に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害の状態にある場合、障害基礎年金が支給されます。

② 障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日のある病気やケガで障害基礎年金に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには、障害手当金（一時金）が支給される可能性があります。

※ 障害年金を受給するためには、年金への加入期間や納付済期間等の要件があります。

詳しくは、下記窓口にお問い合わせ下さい。

・ 国民年金加入者・・・東庄町役場国保年金係 TEL 86-6071

・ 厚生年金加入者・・・日本年金機構佐原年金事務所 TEL 54-1442

または日本年金機構 HP アドレス <http://www.nenkin.go.jp>

・ 共済年金加入者・・・各共済組合

・ 労働者災害保障・・・各労働基準監督署

2 心身障害者扶養年金

心身に障害がある方の保護者（扶養している者）が、毎月一定の掛金を納付することにより、万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付する任意加入の制度です。

加入資格	県内に居住する65歳未満の者で、次に掲げるいずれかに該当する者を扶養していることが必要です。 1. 身体障害者手帳1級から3級までの所持者 2. 療育手帳所持者 3. 精神または身体に永続的な障害のある方(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障害の程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方
掛金の額	月9,300円～23,300円（年齢により掛金が変わります。） （2口加入の方18,600円～46,600円）
支給額	1. 年金20,000円（2口加入している者については40,000円） （加入者が死亡し又は重度障害となったとき障害児（者）の生存中毎月支給） 2. 弔慰金 加入期間に応じた額（加入者の生存中、障害児（者）が死亡したとき） 3. 脱退一時金 加入期間に応じた額（加入者が任意に脱退するとき）
加入申続	所定の申請書が町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係にあります。 詳しくは健康福祉課福祉係（TEL 79-0910）まで、お問い合わせください。

7、医療費の助成について

項 目	内 容	問い合わせ 申請窓口
重度心身障害者 (児)医療費助成 ⑧⑨	千葉県内の医療機関を受診した場合、受給券を提示するだけで自己負担が助成される制度です。 対象 65歳未満 身障手帳1級・2級、 療育手帳④・④-1・④-2・A-1・A-2 精神手帳1級 ※ 所得等の審査のあと受給者証を発行します。 ※ 受給券を提示しなかった場合、千葉県外の医療機関等を受診した場合等は、医療費を支払った後、医療費の助成を町健康福祉課に申請してください。	
自立支援医療 ⑩ (精神通院医療)	精神疾患のため継続して通院医療が必要な方が対象で、指定医療機関での治療が原則として自己負担額1割で受診できます。公費負担の認定期間には、有効期限があり、申請を受理した日から約1年です。 必要に応じ更新することが出来ます。 【必要書類】 医師の診断書(所定の様式)、マイナ保険証、資格確認書(マイナンバーカードの健康保険証登録をしていない方) 障害年金等を受給している場合は、年金の金額がわかるもの(年金の振り込まれている通帳等)	町保健福祉総合 センター内 健康福祉課 福祉係 Tel 79-0910
自立支援医療 ⑪ (更生医療) 18歳以上	身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が、指定医療機関において、障害の程度を軽くし又は取り除き、あるいは障害の進行を防ぐために必要な医療を受ける場合、その医療費の一部を公費で負担する制度です。 詳しくは、問い合わせ先まで。 ※ 対象となる医療内容が定められています。 ※ 自己負担額については、原則として医療費の1割です。	
自立支援医療 ⑫ (育成医療) 18歳未満	身体に障害のある18歳未満の児童で、指定育成医療機関において入院・手術等により確実な治療効果が期待できる医療を受ける場合、その医療費の一部を公費で負担する制度です。詳しくは、問い合わせ先まで。 ※ 自己負担額については、原則として医療費の1割です。	
後期(長寿) 高齢者医療制度	75歳以上の方が加入する制度ですが、一定の障害があれば65歳以上から申し出により加入することが出来ます。受診の際の負担割合が1割となることや月ごとの上限額が引き下げられるなどのメリットがあります。ただし、加入により保険料が発生します。	町役場町民課 国保年金係 Tel 86-6071

8、税金の控除及び減免について

項 目	内 容	問い合わせ先
所 得 税	本人・配偶者・扶養親族等が障害者であるとき、所得から一定額の控除が受けられる可能性があります。	佐 原 税 務 署 TEL 54-1331
住 民 税	所得税と同様に、年額所得から一定額の控除を受けられる可能性があります。	東 庄 町 役 場 賦 課 徴 収 係 TEL 86-6073
個 人 事 業 税	あんま・はり等の医業に類する事業を営む方が、視覚障害者で万国式試視力表により測定した両目の視力が0.06以下である場合、非課税になる可能性があります。	香取県税事務所 TEL 54-1314
相 続 税	心身障害者が相続した場合、障害の程度及び年齢に応じ相続税が減額される可能性があります。	佐 原 税 務 署 TEL 54-1331
贈 与 税	特別障害者を受益者とする「特別障害者扶養信託契約」に基づき、金銭等の財産を信託会社等に信託したとき等、贈与税の減免税を受けられる可能性があります。	
自動車税及び 自動車取得税 ※	障害者本人または、ご家族が障害者のために使用する自動車にかかる税額免除及び、購入時における自動車取得税の減免を受けられる可能性があります。 対象 身体障害者…障害の区分、級別に定めがありますので、詳細は福祉係窓口または、問い合わせ先まで。 知的障害者…A-1以上の者、 A-2で音声若しくは言語又は上肢の機能障害があり身障者手帳3級の者 精神障害者…1級の者	香取県税事務所 TEL 54-1314
軽自動車税 ※	障害者本人または、ご家族が障害者のために使用する軽自動車にかかる軽自動車税の減免を受けられる可能性があります。 対象 身体障害者…障害の区分、級別に定めがありますので、詳細は福祉係窓口または、問い合わせ先まで。 知的障害者…A-2以上の者、 精神障害者…1級の者	東 庄 町 役 場 賦 課 徴 収 係 TEL 86-6073

※ 所得税・住民税は、年末調整または確定申告の時に申請出来ます。

※ 自動車税・軽自動車税の減免は、身体障害者等 1 人につき 1 台の自動車に限られています。

※ 自動車取得税は、自動車登録日から 1 ヶ月以内。自動車税は「自動車の新規登録日または障害者手帳等の交付日」から 1 ヶ月以内に申請をお願いします。

9、運賃・各種料金等の割引について

＜対象一覧＞	対象手帳	身体	知的	精神	難
1 有料道路通行料金の割引		○	○	-	-
2 JR（旅客鉄道株式会社）運賃の割引		○	○	○	-
3 （乗合）バス運賃の割引		○	○	○	-
4 タクシー運賃の割引		○	○	○	-
5 航空運賃の割引（国内線のみ）		○	○	△	-
6 NTT 番号案内サービス					
	①【104無料案内】	△	○	○	-
	②【FAX 案内】	△	-	-	-
7 携帯電話の基本使用料等の割引		○	○	○	
8 NHK 放送受信料の減免		○	○	○	

○…対象 △…一部対象、該当ページ参照 —…非対象

1 有料道路通行料金の割引 ④⑤

区 分	対 象	割引率	問い合わせ先・申請窓口
第1種障害者	本人運転 介護者運転	5割 以内	【必要書類】 (1) 身体障害者手帳または療育手帳 (2) 運転免許証（障害者本人が運転される場合） 【車、ETC 情報を登録する方は(3) (4) (5) も必要になります。】 (3) 自動車検証または軽自動車届出済証 (4) ETC カード（障害者本人名義のもの） (5) ETC 車載器の管理番号が確認できるもの （ETC 車載器セットアップ申込書等） ・上記必要書類を持参のうえ、町保健福祉総合センター 内健康福祉課福祉係にて申請。
第2種障害者	本人運転		

※ オンライン申請が可能となりました。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp/>

※ この他に要件確認のために、別途書類等が必要な場合があります。

※ ETC カードは本人名義のものに限ります。ただし、未成年の重度障害者の方が本人以外の方の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、親権者または後見人名義でも対象になります。

※ 福祉係窓口にて手帳備考欄に、割引対象車印の押印を受けて下さい。

2 （乗合）バス運賃の割引 ④⑤⑥

対 象	割引の別	割引率
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神保健福祉手帳所持者	本人のみ	5割
	本人と介護者	各5割
	定期券	3割

支払の際、障害者手帳（写真のあるページ）を呈示することにより、運賃の割引が受けられます。

※ 詳しくはご利用のバス会社までお問い合わせください。

3 JR（旅客鉄道株式会社）運賃の割引 ④④④

区 分	割引乗車券の種類	取扱区間
第1種障害者（児）とその介護者 ※ 本人単独利用の場合は、第2種障害者と同様の適用	普通乗車券・定期乗車券 回数乗車券・急行券	全 線
第2種障害者（児）単独	普通乗車券	片道100kmをこえるもの
12歳未満の障害児とその介護者	定期乗車券	

※ 乗車券購入の際、窓口で手帳を呈示して下さい。

※ 割引率はいずれも5割。（注 自動車線の定期乗車券は3割引）

※ 私鉄は、各社により適用が異なります。

4 タクシー運賃の割引 ④④④

支払の際、障害者手帳（写真のあるページ）を呈示することにより、運賃の1割が割引されます。

5 航空運賃の割引（国内線のみ）

区 分	対象	割引率
第1種障害者 （満12歳以上）	本人及び介護者1名	各航空会社または、路線によって異なります。 詳しくは、各航空会社支店営業所及び指定代理店にお問い合わせ下さい。
第2種障害者 （満12歳以上）	本人のみ	

※ 航空券の購入の際、窓口で手帳を呈示して下さい。

※ 第1種障害者が介護者と共に搭乗する場合は、旅行開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入することとなります。

6 NTT 番号案内サービス

① 【104 無料案内】 ④④④

電話帳利用の困難な障害のある方を対象に、電話番号案内料が無料となるサービスです。事前の登録が必要です。登録方法等詳しくは下記問い合わせ先まで。

対 象		問い合わせ先
身体障害者手帳所持者	視覚障害者 1 ～ 6 級	フリーダイヤル 0120-104174 午前9時～午後5時 （月～金曜日）
	肢体不自由（上肢・体幹） 1 級、 2 級	
	肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1 級、 2 級	
療育手帳所持者		
精神障害者保健福祉手帳所持者		

② 【FAX 案内】 ㊦

耳や言葉の不自由な方向けに、FAX による番号案内も行っています。有料です。
ご自身の FAX 番号と問い合わせ先の住所、名前、業種等を記入して下記番号まで FAX でお問い合せ下さい。折り返し FAX で番号が案内されます。

FAX 番号：0120-000104（FAX 専用）

受付時間：24 時間・年中無休

料 金：104 の番号案内料と同様

※ 1 回の問合せは、15 件までです。

7 携帯電話の基本使用料等の割引 ㊦㊧㊨

携帯電話の基本使用料等の各種料金が割引となる場合があります。

【問い合わせ先】：各携帯電話事業者まで

8 NHK 放送受信料の減免 ㊦㊧㊨

障害のある方を対象とした免除基準に該当する場合、放送受信料が減免されます。健康福祉課窓口で申請後、証明を受けた申請書を NHK 千葉放送局へ送付してください。

	免除基準	問い合わせ先・申請窓口
全額免除	・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯の構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合	障害者手帳、印鑑を持参のうえ、 町保健福祉総合センター内 健康福祉課福祉係まで Tel 79-0910
半額免除	・ 視覚または聴覚障害者が世帯主かつ契約者の場合 ・ 重度の障害者（身障 1 級・2 級、療育 A - 2 以上、精神 1 級）の方が世帯主かつ契約者の場合	

10、東庄町障害者グループホーム等利用者家賃助成事業について

障害者グループホーム等の利用者に対し、その利用に係る家賃を助成する制度です。助成額は家賃の 2 分の 1 に相当する額とし、月額 2.5 万円を限度とする。

ただし、**特定障害者特別給付費**が支給される場合は、月額 2 万円とする。

対象 障害福祉サービス受給者証の交付を受け、障害者グループホーム等に入居している者。※ 収入要件や資産要件等があり、該当しない場合があります。

【問い合わせ先】町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 Tel 79-0910

11、東庄町障害者通所施設交通費助成事業について

就労継続支援等の施設へ通所している利用者に対し、対象施設へ通所するために支払った交通費の自己負担額の半額を助成します。

対象 就労継続支援（A 型・B 型）、就労移行支援のいずれかが支給決定されている者
※ 施設の送迎を利用している、または交通費が別途支給されている場合は該当しません。

【問い合わせ先】町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 Tel 79-0910

12、駐車禁止除外について ㊦㊧㊨

身体障害等により歩行困難な方で、路上に駐車しなければ、目的の場所までの移動が困難な場合、駐車禁止除外の対象となる可能性があります。

	障害の程度	問い合わせ先・申請窓口
身体障害者	障害区分、等級別により定めがあります。	小見川幹部交番 TEL 83-0110 香取警察署 TEL 54-0110
知的障害者	療育手帳 A-2以上	
精神障害者	精神保健福祉手帳 1級	

13、東庄町福祉車両貸出事業について

車椅子に乗ったまま乗車できる、リフト付ワゴン車、スロープ付小型車を貸出します。車椅子を利用されている方の外出等にぜひ、ご利用ください。ただし、使用した燃料は利用者が返還時に同量給油することとなっています。

詳しくは下記問い合わせ先まで。

【問い合わせ先】

リフト付ワゴン車・・・東庄病院 TEL 86-1177

スロープ付小型車・・・町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 79-0910

14、社会福祉協議会日常生活用具貸付について ㊩

ねたきり老人及び身体障害者に対して日常生活用具を貸付します。

対 象	貸付の対象用具	問い合わせ先・申請窓口
・ねたきりの状態にあるもの ・日常生活に介護を要するもの等	ギャッチベッド、マット、 エアーマット、車椅子、歩 行器、ポータブルトイレ、 その他	東庄町社会福祉協議会 TEL 86-4714

15、生活福祉資金の貸付について

比較的所得の少ない世帯・障害者のいる世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会とが可能な援助指導を行うことによって、その経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とする貸付制度です。詳しくは下記問い合わせ先まで。

【問い合わせ先】：東庄町社会福祉協議会 TEL 86-4714

16、緊急通報体制等整備事業について ㊦

簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センター等に通報する緊急通報装置を貸し出します。利用料は月額 300 円です。

対象 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等・身体障害者のみの世帯等

【問い合わせ先】町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 79-0910

17、避難行動要支援者等支援制度・救急医療情報キット配布事業について

(1) 避難行動要支援者等支援制度

高齢者、障害者等の災害時における安否確認及び非難支援を、適切、かつ、円滑に行い、災害時に自ら避難することができないおそれのある者が、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的としています。避難行動要支援者名簿への登録をお勧めしております。

対象 要介護者等・障害者手帳所持者・65 歳以上の者 1 人で構成する世帯・65 歳以上の者 2 人以上で構成する世帯等

【問い合わせ先】町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 79-0910

(2) 救急医療情報キット配布事業

かかりつけ医療機関や持病等の救急時に必要な情報を記入した避難行動要支援者名簿等を保管する救急医療情報キットを無料配布し、救急活動に利用します。

対象 ひとり暮らしの 65 歳以上の者、身体障害者手帳の交付を受けその障害及び程度が身体者障害程度等級表に定める視覚障害、聴覚障害又は音声機能若しくは言語機能の障害であって、かつ 1 級、2 級又は 3 級の者等

【問い合わせ先】町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 TEL 79-0910

18、東庄町障害者地域自立支援協議会について

障害福祉に関する様々な関係者でネットワーク（連携）をつくり、地域で安心して暮らせる町づくりを目指して活動しています。

〈組織構成〉 障害者当事者家族団体・支援施設・民生委員児童員連絡協議会・町社会福祉協議会・町保健師・町教育課・町障害福祉担当 等



19、相談員制度について

心身障害者及びその家族の方々の身近な問題や心配事等に必要な指導、助言等を行います。
現在、町内には下記のような相談員の方がいます。相談を希望する方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

- **身体障害者相談員**

身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導、助言にあたる地域の奉仕者です。

- **知的障害者相談員**

知的障害を持っている方の更生援護に関し、本人、ご家族からの相談に応じる地域の奉仕者です。

- **「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく香取圏域地域相談員等**

この条例は①障害のある方に障害を理由として他の人と異なる不利益な取り扱いをしないこと、及び②障害のある方の社会参加を阻む障壁（バリア）を解消することを、県民共通の目標（なくすべき「差別」）として具体的に掲げるとともに、こうした差別をなくすための仕組みの一つとして障害のある方の暮らしの中の差別に関わる様々な問題について、専門職員である「広域専門指導員」や身近な相談役である「地域相談員」が、第三者的な立場で当事者の間に入って知恵を絞り、課題の解消を図る仕組みを定めています。

問題が生じた場合、まずは下記相談専門電話へご連絡ください。

相 談 専 門 電 話 TEL 52-3613 FAX 54-5407

受 付 時 間 月～金 9:00～17:00(祝日等を除く)

広域専門指導員駐在場所 香取健康福祉センター

【相談員に関する問い合わせ先】：

町保健福祉総合センター内健康福祉課福祉係 Tel 79-0910



19、障害者福祉団体について

団体名	紹 介	問い合わせ先
東庄町 身体障害者福祉会 Ⓢ	会員が進んで身体の障害を克服し、社会経済活動を行うため相互の親睦を図り、障害者の福祉を増進することを目的として設立された団体です。	事務局 東庄町健康福祉課福祉係 TEL 79-0910
東庄町 手をつなぐ親の会 Ⓚ	知的障害者（児）の保護者が、互いに手をつなぎ、励ましあい、学びあい、広く社会の人々との理解と協力を得るために活動している団体です。	事務局 東庄町社会福祉協議会 TEL 86-4714
精神障害者家族会 「かとり会」 Ⓜ	精神障害者家族の親睦を図り、精神福祉に関する正しい知識の普及に努めると共に精神障害者の自立や社会参加に向け努力することを目的に設立された団体です。	事務局 NPO 法人イリス TEL 52-0240
NPO 法人 千葉盲ろう者友の会 Ⓢ	千葉県内に住む盲ろう者、その家族、支援者の相互の交流をはかり、盲ろう者の自立と社会参加を目指す手助けをします。	事務局 NPO 法人千葉盲ろう者友の会 TEL 043-310-3008



上記の団体は、障害のある方やその家族が悩みを相談したり、情報交換や交流会、レクリエーション等を行っています。
どの団体も随時会員募集をしていますので、お気軽にお問い合わせください。

その他にも身体障害者補助犬育成事業等の制度や民間事業者による福祉サービス等もあります。気になることがありましたら、お問い合わせ下さい。

〒289-0612 東庄町石出 2692 番地 4
東庄町保健福祉総合センター内
健康福祉課福祉係
TEL 0478-79-0910
FAX 0478-80-3112

